

# たいほく法人

Vol.55

平成30年9月  
(一社)大北法人会

(題字：遠藤好一さん)



北の安曇野探訪

写真：大西力夫さん提供

## 中山高原そばの花畑 大町市

県道長野大町線沿いにある中山高原では、8月下旬から9月の中旬にかけてそばの花が咲き誇り、一面を白く染めています。

雄大な北アルプスの山々を背景に、朝霧に包まれた小さな白い花のじゅうたんが神秘的な世界を創っています。

ここは、NHK連続テレビ小説「おひさま」のロケ地となりました。

そばの花は、自分自身の花粉では結実できず、雌しべの長い「長柱花」と雌しべの短い「短柱花」という二種の組み合わせでしか実を結べないそうです。二種の花の存在があって虫や風の力を借りそばは実を結ぶのだそうです。

花言葉 .....  
「懐かしい思い出」「喜びも悲しみも」「あなたを救う」「幸福」

主

会長・税務署長あいさつ..... 2

な

第6回通常総会開催..... 3

内

税務署だより..... 4

容

人事異動..... 6

会員企業訪問..... 7

社会保険労務士より..... 8

事業報告..... 10

法人会からのお知らせ..... 11

税に関する

絵はがきコンクール..... 12

## ごあいさつ



一般社団法人大北法人会  
会長 吉田 良造

大北法人会第6回通常総会では、提出議案が議案書通り可決承認頂きありがとうございました。本年度も、会員及び役員

の皆様の協力を頂き、事業活動に力を注ぎます。また、法人会の事業推進に当たり、大町税務署の皆様を始め各保険受託会社の皆様には、多大なご支援とご協力を頂きありがとうございます。引き続き宜しくお願い致します。

2月に行いました、社団化30周年記念式典では、会員及び役員の皆様のご協力のもと、国税当局を始め諸官庁関係諸団体のご来賓の皆様、さらに多年に渡り当会の発展に寄与された皆様及び、多数の会員の方々にご出席いただき、盛大に式典が挙行できました事に、心より厚くお礼申し上げます。

最近の経済ですが、一極集中の状況が続いており、もう少し地方の現状を理解してほしいところです。

平成31年10月には、消費税率10%への引き上げと軽減税率制度が実施されます。これに伴い、地方法人課税の偏在性を是正する観点から創設された国税である、地方法人税の税率引き上げが行われ法人住民税の法人税割の税率引き下げが実施されます。標準税率が6%、制限税率が8.4%となり、標準税率の採用は、他市町村と差別化を図り、地域活性化に通じるものと考えます。全市町村で税率改定が実施されますので、継続した取り組みをお願い致します。

青年部による、租税教室、税金クイズ大会の開催、又女性部の「税に関する絵はがきコンクール」等、年々活動が活発になり、喜ばしい事です。

法人会は良き経営者を目指すものの団体として、企業の発展、地域の振興、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体です。この方針に会員各位、大町税務署を始め、受託保険会社、関係団体のご支援ご協力を賜り、魅力ある法人会を目指して、役員一同頑張っております。

最後になりますが、会員企業の益々のご発展と会員各位のご健勝をご祈念申し上げます。

## ごあいさつ



大町税務署  
署長 中村 俊樹

一般社団法人大北法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、長年にわたり納税意識の向上と正しい税知識の普及に取り組み、各種の研修会等の開催や「租税教室」、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、幅広い活動を展開し、会員企業や地域社会の健全な発展に大きく貢献されております。

これもひとえに吉田会長をはじめとする役員の皆様方の卓越した指導力と会員の皆様方のご努力の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

さて、税務を取り巻く環境は、経済のグローバル化、高度情報化の更なる進展など、大きく変化、複雑化しており、制度改正もございます。制度改正への対応として、特に、来年10月からの消費税の引上げに伴う軽減税率制度の導入につきましては、免税事業者を含む事業者の皆様には事前準備が必要となりますことから、国税当局といたしましては、事業者の皆様が適正な申告・納税に向けて準備できるよう、周知・広報・相談等に取り組んでまいります。また、ICTを活用した申告書電子化促進の環境整備として、より便利にe-Taxをご利用いただけるよう、その利便性の向上も図っていきたく考えております。

当署といたしましては、税務行政の良き理解者であり、また、昨年度には社団化30周年を迎えられた歴史ある貴法人会と相互の信頼・協力関係を強固にして、これらの課題に取り組んでまいり所存でございます。

昨年来、貴法人会の皆様から多岐にわたる話題を通じて大北地域の事情など直接お聞きすることができ、大変有意義な機会をいただいておりますことに感謝申し上げます。二年目となりますが、どうぞ引き続き税務行政に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人大北法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

## 平成30年度 第6回 通常総会開催



5月29日(火)、大町温泉郷ホテル緑翠亭景水に於いて、第6回通常総会が開催されました。

大町税務署中村俊樹署長をはじめ多数の御来賓と会員の皆様のご出席のもと、提出された議案について審議され全て原案通り承認されました。

総会終了後は一般公開による講演会が開催され、浄土宗尼僧で良正庵庵主小林良正氏により「人の心と経営の心」と題してお話を伺いました。躰の三原則として『挨拶、返事、後片付け』が大切、「会社に来たら先ず会社へ挨拶、帰る時も挨拶をして帰りましょう。返事は目で合図する

のではなく言葉でしっかりと、お仏壇の横に物を置いたり、上に載せたりするのは禁物です。そして心をまあるくして自分に係わる全ての物ひとつひとつに感謝の気持ちで“ありがとう”を伝えましょう。」と話されました。講演会終了後の懇親会では、多くの会員の皆様のご参加を頂き、親睦交流を深めることができました。



### ◆報告事項

- 1.平成29年度事業報告について
- 2.公益目的支出計画実施報告について
- 3.平成30年度事業計画書並びに収支予算書について
- 4.平成31年度税制改正要望事項について

### ◆審議事項

第1号議案 平成29年度財務諸表承認の件 \*内容の一部を附録に掲載します。

## 平成30年度(一社)長野県法人会連合会 功労者表彰

長野県法人会連合会の第6回通常総会が、6月7日長野市「ホテルメトロポリタン長野」において開催され、当会から正副会長が参加致しました。議事終了後、表彰式が執り行われ、当会から平成30年度長野県法人会連合会功労者表彰として13名が表彰されました。

長年に渡り法人会事業にご尽力頂き、深く感謝申し上げます。この度の受賞誠にありがとうございます。

### 表彰状

副会長	厚生委員長	宮尾 英明 様
理事	広報委員長	塩島 康仁 様
理事	税制委員	郷津 順一 様
理事	総務副委員長	蜜澤 茂志 様
理事	組織委員	小松 兼俊 様
	厚生委員	今井 頌治 様

### 感謝状

理事	女性部長	伊藤 松子 様
	元青年部長	太田 具英 様
	前青年部長	奥村 健仁 様
	女性部副部長	丸山 勝子 様
	女性部副部長	曾根原恵子 様
	女性部副部長	榛葉 尚子 様
	女性部理事	寺島 侑子 様

税務署だより

大町税務署

# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。  
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
【専用ダイヤル】0570-030-456  
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷そのほかのメニュー」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



問合せ先

大町税務署 法人課税部門 電話 0261-22-0410 (代)

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

## 個人の方へ

平成31年1月から e-Tax の利用手続きが  
(2019年)  
より便利になります

### マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ！



- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダーライター



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID（利用者識別番号）を取得している方も e-Tax の ID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードや ICカードリーダーライターをお持ちでない方は・・・

### ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ！

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

- ・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。  
※マイナンバーカード及び ICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。



問合せ先

大町税務署 個人課税部門

電話 0261-22-0674  
(ダイヤルイン)

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

## ●大町税務署定期人事異動

7月10日付大町税務署の定期人事異動がありました。法人会に関する職員を紹介します。

### 新任

職名	氏名	前任地
総務課長	塩入 勇樹	関東信越国税局 徴収部
法人課税部門統括国税調査官	宮澤 正和	関東信越国税局 課税第二部
法人課税部門上席国税調査官 (法人会担当)	常田 武司	同署

敬称略

### 前任

職名	氏名	新任地
総務課長	鈴島 寛隆	諏訪税務署
法人課税部門統括国税調査官	所 正雄	長野税務署
法人課税部門上席国税調査官 (法人会担当)	松澤 利幸	諏訪税務署

敬称略

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税には  
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら  
国税に関する申告や  
納税、申請・届出などの手続きが  
インターネット  
で行えます。

電子申告で  
効率UP!



**■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ**

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略(注)

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス 検索

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

会員企業訪問

株式会社 今井工務店 (小谷村)

今回は、小谷村で特定建設業を営み、河川・道路・治山など土木・建築工事業を行っている株式会社今井工務店さんを訪問し、代表取締役社長の今井頌治さんにお話を伺いました。

同社は、戦後の復興期に現在会長の今井<sup>つば</sup>さんがまだ20代の頃、手作業よりも効率的な機械の導入を始め、1957年今井木工所として個人創業されました。1963年に今井工務店と社名を変更され、2013年に現社長の今井さんにより改称50周年記念式典が執り行われました。

同社といえば建設無人化施工で知られていますが、なぜこの無人化施工に目を向けたのか伺いました。

平成8年12月6日に発生した蒲原沢の土石流災害の翌年に、ゼネコンから無人化施工のオペレーターの派遣要請があった事をきっかけに、当時20代だった従業員達が技術を学び始めたのだそうです。現在では多くの従業員が高度な技術を習得し、オペレーターとして全国24道県で実績を重ねてきました。

無人化施工は、災害復旧や放射能を発生する場所など人間が立ち入ることができない危険な作業現場において、安全第一を考えコンピュータや通信ネットを使って遠隔操作が可能な大型作業機械をすべてリモートコントロールして作業を行います。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の際にも要請があったそうですが、この時は派遣するかどうかはオペレーターとその家族に判断を委ねたと社長さんは話されました。結局オペレーターさんは現地に向かい自社の所有する無線遠隔操作式施工機械による復旧作業を行って来たそうです。

社長さんは常にセーフティ・ファースト(安全第一)！「人々が安全に暮らせるようにと工事を行っているのに、作業を行っている人達が安全でなければどうにもならない」とおっしゃいます。

無人化施工は、危険なところでも作業員に危険がおよぶ心配をなくし、安全に作業が行えるようにと開発された技術なんですね。

その他にも社員の健康・安全を第一に考えている事が分かります。

健康経営を目指して『社員の子育て応援宣言』『健康づくりチャレンジ宣言』をされ、今年、経済産業省から平成30年度健康経営優良法人(中小企業法人部門)に認定されています。

社員の方たちも積極的に地域社会貢献に取り組まれていて、消防団協力事業所として、在職する社員の4割弱が消防団員となり地域の消防防災体制の充実強化に寄与しています。また、同社には社員の健康と社会・地域貢献を目的にAEDが設置されています。

『組織的な生産力・技術力・経営力を発揮し、清き流れと、緑豊かなふるさとを守ります』

同社の品質方針は、「社員一人一人が持てる能力・技術の更なる向上を目指すことで、組織的な生産力・技術力・経営力となる。社員一丸となって顧客の要求に的確に対応し、満足を与える努力をすること。また、北アルプス山麓の美しい大自然とそこに住む住民が自然と共生するために、人々の暮らしを第一に考えた品質の高い製品の提供を目指すこと」だそうです。今井社長さんは、「私たちが作った構造物は、北アルプス山麓の美しい大自然とそこに住む人々が利用する、あるいは恩恵を受ける生活環境の基盤となるものです。ときにそこに住む人々の生命に関わるような仕事をしているという事を忘れてはならない。顧客が「要求する品質の高い構造物を安定して提供してくれるな」という安心感を持ってもらえる事で責任を果たす事になる。それが経営理念『未来へ続く技術と信頼の物づくり』へと繋がりにこれからも改善の努力を続けていきます。」と熱く語っていただきました。同社の基本理念「誠実」さが伝わってくるお話でした。お忙しい所ありがとうございました。



イメージキャラクター『リッキー』

北小谷土沢地域の来馬層から、平成6年10月恐竜足跡化石が発見されたのをヒントに誕生したそうです。名前は従業員さんの公募で決まったそうです。社有車に貼られていますがユーモアがあっていいですね！

所在地 北安曇郡小谷村大字北小谷1850番地6

トピックス

## 「働き方改革関連法案」の 対応実務



社会保険労務士 **水野 誠也** みずの まさや

今国会の最重要法案である「働き方改革関連法案」が6月29日に可決成立しました。法案は労働基準法をはじめ8本の労働法で構成され、今回の改正により下記の8項目が実施されることになりました。

実施内容		中小企業の実施時期
1 残業時間の上限規制	残業は年720時間、月100時間未満、複数月平均80時間まで	2020年4月
2 中小企業への割増賃金率の猶予措置廃止	中小企業に対しても月60時間超の残業には50%の割増賃金の支払いを義務化	2023年4月
3 同一労働同一賃金の導入	正規・非正規の不合理な待遇差の禁止	2021年4月
4 年休取得の義務化	年休のうち5日分までの時季指定を企業に義務付け	2019年4月
5 勤務間インターバル制度	終業から始業までの間に一定時間の休憩を確保(努力義務)	2019年4月
6 高度プロフェSSIONAL制度	年収1075万円以上の一部専門職を労働時間規制から除外	2019年4月
7 フレックスタイム制の見直し	フレックスタイム制の清算時間の上限を3カ月に延長	2019年4月
8 産業医の機能強化	労働者の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付け	2019年4月

上記の中から、特に重要と考える1～4の4項目について、現時点で公表されている情報を元に解説してゆきます。

### 1 残業時間の上限規制

#### 概要

労働基準法では、週40時間の法定労働時間を超える労働を禁じていますが、労使協定(いわゆる36協定)の締結及びその内容を労働基準監督署へ届出ることによって法定労働時間を超えた労働を認めています。

今回の改正では、労使協定で締結できる労働時間の上限について、週45時間 1年間360時間を原則としつつ、特別条項を設けた上で労働させることができる時間を①年間720時間、②単月100時間未満、③2カ月～6ヶ月平均で80時間までとすることとなりました。②③については時間外労働に加え休日労働を含めた時間数で管理することとなります。これらの実施は自動車運転・建設・医師などの一部の業種を除き2020年4月(大企業は2019年4月)です。

#### 対応のポイント

労働者に正しく時間外労働をさせる大前提として、労働時間を適切に把握していること及び労使協定の労働基準監督署への届出を確実にしていることが挙げられます。タイムカードやICレコーダーなど客観的な記録により始業終業の時刻を把握した上で、監督署へ届出を行った労使協定に基づき適切に時間外労働させることが必要です。単に出勤日に丸を付けるだけの簡易的な出勤簿では出退勤の時刻を客観的に把握しているとはいえ、早急な改善が必要です。恒常的に長時間労働が発生している事業場では、時間外労働の発生要因を押さえ、上限時間に収まるよう組織全体で仕事の進め方を見直してゆく必要があるでしょう。

## 2 中小企業への割増賃金率の猶予措置廃止

### 概要

大企業では2010年から月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について50%以上の率とされてきましたが、2023年4月からは中小企業についても50%以上とすることが決まりました。

### 対応のポイント

残業時間の上限規制と同様に、社内における仕事の進め方を見直す必要があるでしょう。日頃残業をさせている仕事が、通常の1.25倍や1.5倍といった高い割増賃金を払うべき仕事なのか、残業で処理している業務の一つ一つを見直すことが必要です。

## 3 同一労働同一賃金の導入

### 概要

「同一労働同一賃金の導入」とは、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。実施については、3年後の2021年4月(大企業は2020年4月)からの実施となります。

### 対応のポイント

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇差について、使用者が説明できない不合理な差異を設けることが禁止されます。手当や賞与などの個々の待遇について、待遇の性質・目的と照らして決定する必要があります。待遇差について労働者から説明を求められた場合、その説明責任は使用者あることが明確に示されました。合わせて行政による助言指導の対象となることや行政ADR(裁判外紛争解決手続)の対象に追加されることなどが決まりました。労働者からの説明の求めに耐え得る合理性の高い処遇制度を整備してゆくことが必要になるでしょう。

## 4 年休取得の義務化

### 概要

10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季を指定して与えなければならぬこととされました。労働者の申出により5日を取得する場合は義務を果たしたとされ時季指定は不要ですが、5日を取得しない労働者がいる場合、時季指定を行い確実に取得させる必要があります。

### 対応のポイント

時季指定を行う時期については特段定めがありませんので、付与日から半年の間で5日に満たない日数を残りの半年の間で時季指定する等の運用が考えられます。あらかじめ労使協定を締結し、年末年始やお盆の時期に計画的に5日を取得させる方法もあるでしょう。有給休暇を取得することの意義や効果を全社で共有するなど職場意識の改革が必要となりそうです。

一連の法改正で全ての会社がすぐに取り掛かるべき項目が来春スタートの「4 年休取得の義務化」です。年次有給休暇の適切な付与、休暇日数の管理方法の決定、時季指定を行う場合のルール作りなど早急な取り組みが必要です。また「1 残業時間の上限規制」や「3 同一労働同一賃金の導入」などは、実施時期までに時間はありますが課題は山積です。各社において現状を把握し、取り組むべき課題と実施の期日を明確にした上で、一歩ずつ着実に実施してゆく必要がありそうです。

## 事業報告

### ◆全国女性フォーラム参加：女性部

輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～  
＜山梨大会キャッチフレーズ＞

4月12日、全国女性フォーラムが山梨県アイメッセ山梨で開催され全国から約1,600名が参加致しました。大会記念講演



会は、元NHKエグゼグティブアナウンサーの国井雅比古氏により『小さな旅と私』～人との出会いと発見～と題して行われました。会場には全国から応募された税に関する絵はがきコンクールの作品が展示されていて、素晴らしい作品の数々に驚かされました。

今年は長野県連女性部連絡協議会の親睦旅行も同時に開催され、石和温泉にて親睦を深めました。

### ◆研修会開催：青年部

＜消費税の軽減税率制度への対応＞



今年度の青年部主催による研修会は、平成31年10月1日より消費税率の引き上げと同時に実施される事になった「消費税の軽減税率制度への対応」と題して開催しました。大町税務署担当者により概要の説明を行った後、西山秀一税理士事務所の相澤博和氏により会計上の実務について説明して頂きました。

複雑な制度の導入に困惑しながらも、円滑な準備が進められるよう熱心に受講される会計担当者様の姿が多く見受けられました。

### ◆福利厚生制度推進連絡協議会開催

今年度、第1回目の福利厚生制度推進連絡協議会を7月25日開催致しました。受託保険会社3社により2年2万社純増運動の進捗状況と推進施策の説明を受けました。



### ◆租税教育活動

『税金クイズ大会』開催：青年部



今年で6年目となる青年部による租税教育活動「税金クイズ大会」を8月4日大町やまびこ祭りメイン会場近くで開催しました。猛暑の中熱中症を気遣いながら子供たちに楽しく税にふれてもらえるよう青年部員がポップコーン作りに奮闘しました。

会場には税に関する絵はがきコンクールの作品を展示し来場者の目をひいていました。

### ◆地域社会貢献活動

『ジャズのレクチャーと演奏会』開催：白馬支部



白馬支部（宮尾英明支部長）では地域社会貢献事業として、プロジャズピアニスト椎名豊氏をお招きし、小・中・高校生の吹奏楽部員に対してジャズのレクチャーと地域住民に音楽を楽しんでもらおうと入場無料のジャズコンサートを白馬東急ホテルで開催しました。

中学生へのレクチャーでは、「強い音と弱い音の違いを見せる事に意識し、どういう風に演奏したら聴いている人がどんな気持ちになるかを想像して演奏して欲しい」と語っていました。コンサートでは村内より約70名が生演奏JAZZの音色に酔いしれました。

### ◆会員親睦ゴルフ大会開催

9月1日（土）青年部主催による会員親睦ゴルフ大会が安曇野カントリークラブにおいて開催されました。時々小雨が降る中、初参加の5名を加え18名がプレーを楽しみ交流を深めました。



# 法人会からのお知らせ

## ●決算説明会開催のご案内

- ◆日時 平成30年10月18日（木）13時30分より
- ◆会場 大町商工会館2F 大会議室 \*9月10月11月決算月企業対象

## ●年末調整説明会開催のご案内

給与所得者に係る年末調整説明会が下記の日程で開催されます。

開催日	開催時間	開催場所	対象地域（者）
11月20日（火）	13:30～16:00	サンアルプス大町 大町市大町1601-2	大町市
11月21日（水）	13:30～16:00	白馬村役場 201・202 会議室 白馬村北城7025	白馬村・小谷村
11月22日（木）	13:30～16:00	松川村役場 2階講堂 松川村76-5	池田町・松川村

- \*都合により、指定された会場（日時）に出席できない場合には、他の会場（日時）に出席することが可能です。
- \*上記の会場では、年末調整説明会に引き続き、消費税の経験税率制度等の説明会を併せて開催しております。

## ●会員増強運動実施中

法人会では、新規会員及び青年部員・女性部員を募集しています。

一般社団法人移行後、法人会事業にご賛同頂ける法人の他、個人もご加入頂けるようになりました。是非お知り合いの方をご紹介しますようお願い致します。

## ●大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/taihoku>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください。

## 法人会費納入のお礼

本年度（平成30年度）会費を6月29日または7月2日に特約頂いているご指定の口座から引落しさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、領収証が必要な方は事務局までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

大北法人会事務局 TEL (0261) 22 - 3493

平成29年度 第4回 税に関する絵はがきコンクール

作品のご紹介



最優秀賞 森本健太さん



大町税務署長賞 野口茉優さん



大北法人会長賞 松本明さん



アイデア賞 近藤功弥さん



大北法人会女性部長賞 今井結芽さん



審査員特別賞 竹村春城さん



デザイン賞 杉浦優菜さん



奨励賞 森あかりさん



奨励賞 福浦涼音さん



奨励賞 奥原楓香さん